

株主各位

東京都千代田区内神田一丁目13番1号
株式会社すららネット
代表取締役 湯野川 孝彦

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、弊社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことをここにご通知いたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月26日（木曜日）午後6時30分までに到着するようご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 開催日時：2020年3月27日（金曜日） 午前10時30分
（当日は、午前10時より受付を開始いたします。）
2. 場 所：東京都千代田区大手町1丁目5番1号
ファーストスクエア イーストタワー2階
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 会議の目的事項
報告事項：第12期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項：第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件
第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件
第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://surala.jp/ir/stock/meeting.html>）に掲載させていただきます。

## 第12期 事業報告

(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

### 1. 株式会社の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国の経済は、堅調な企業収益と雇用情勢の改善を背景に、緩やかな回復基調が持続してまいりました。しかしながら、国際経済における新興国経済の成長鈍化、ブレグジットが成立した欧州情勢、米国と中国やイランとの緊張関係、継続する香港の民主化デモ、新型コロナウイルス感染の世界的な広がりなど、世界は不安定要因や景気下振れリスクをはらみ、景気の先行きは依然として不透明な状況で推移いたしました。

わが国の教育業界においては、従来からの少子化の流れの中で、企業間競争が激しさを増しており、経営環境は依然厳しい状況で推移しているものの、当社が属するeラーニング学習市場につきましては、政府のGIGAスクール構想の進捗とともに、教育現場でのスマートフォンやタブレット端末の普及と活用が進み、今後もしばらく市場と顧客層の拡大が見込まれます。

当社はこのような環境の中、「教育に変革を、子どもたちに生きる力を。」を企業理念として社員全員が共有し、その実現に取り組んでおります。

主要顧客である「学習塾マーケット(学習塾を対象とした販路を指します。)」においては、「低学力の生徒に対する学力向上教材」として強固なポジショニングの認知が進んでいるとともに、当社のサービスを使って独立開業される方や、従来塾を経営されている個人顧客に加え、地方の大手塾や放課後等デイサービス施設との新たな契約が堅調に進捗したことにより、当期末時点の導入校数は831校(前期末比74校増加)、ID数は18,149ID(前期末比2,911ID増加)となりました。その結果、学習塾マーケットの当期における売上高は621,266千円(前年同期比12.4%増加)となりました。

次に「学校マーケット(学校を対象とした販路を指します。)」においては、私立学校における活用の拡大と深化が進んだことに加え、通信制高校や地方の公立学校などでの採用などが進み、契約数は堅調に増え、当期末時点の導入校数は183校(前期末比29校増加)、ID課金数(校舎課金を除く。)は33,476ID(前期末比4,216ID増加)となりました。その結果、学校マーケットの当期における売上高は336,488千円(前年同期比14.4%増加)となりました。

さらに当社では学習塾・学校に続く第3の事業の柱として「個人学習者向けのBtoCマーケット(個人学習者を対象とした販路を指します。)」における事業展開を進めております。従来のWebマーケティングと、昨今、社会問題として注目され

つつある不登校に関する問い合わせの増加により、ID数は増加傾向にあり、当期末時点のID数は2,349ID(前期末比1,227ID増加)となりました。その結果、BtoCマーケットの当期における売上高は174,595千円（前年同期比111.3%増加）となりました。

また、当社が今後も成長を続けるとともに当社が掲げる企業理念を実現するためには、「海外マーケット（日本国外を対象とした販路を指します。）」の更なる開拓が必要であると考えております。このような中長期的な方針のもと、海外マーケットにおいては、主にスリランカ及びインドネシアにおいて現地の私立学校との契約が堅調に進捗したことにより、スリランカでのテロによる一時的なID数の減少はあったものの、当期末時点の海外マーケットにおけるID数は2,401ID(前期末比153ID増加)となりました。

その結果、当社全体の当期における売上高は1,141,158千円（前年同期比22.0%増加）となりました。また、当社全体の当期末時点における導入校数は1,056校（前期末比116校増加）、利用ID数は69,967ID(前期末比9,157ID増加)となりました。

一方、費用につきましては、業容の拡大とガバナンス体制の強化に向けて営業、開発及び管理の人員を増やし、WebマーケティングやTVコマーシャルなどの広告宣伝に積極的に取り組んでまいりました。その結果、当社全体の当期における売上原価は241,947千円（前年同期比17.9%増加）、販売費及び一般管理費は834,715千円（前年同期比58.1%増加）となりました。

以上の結果、当期の営業利益は64,495千円（前年同期比68.1%減少）、経常利益は65,763千円（前年同期比70.6%減少）、当期純利益は43,972千円（前年同期比68.1%減少）となりました。

〈課金対象導入校数及びID数〉

| 年月            | すらら導入校数（校） |     |    |       | すららID数（ID） |         |        |       |       |     |        |
|---------------|------------|-----|----|-------|------------|---------|--------|-------|-------|-----|--------|
|               | 学習塾        | 学校  | 海外 | 合計    | 学習塾        | 学校（注）2. |        | 海外    | BtoC  | その他 | 合計     |
|               |            |     |    |       |            | ID課金    | 校舎課金   |       |       |     |        |
| 2019年<br>12月末 | 831        | 183 | 42 | 1,056 | 18,149     | 33,476  | 13,104 | 2,401 | 2,349 | 488 | 69,967 |

- （注） 1. 上記のすらら導入校数は、月額「サービス利用料」が発生する校舎数を対象に記載しております。なお、「海外」については、契約上月額「サービス利用料」の課金を行っておりませんが、参考値として契約校舎数を記載しております。
2. 上記の「学校」のすららID数について、内訳を記載しております。ID課金数は、導入校がすららシステムに登録した生徒ID 1 つにつき課金されるものを指します。校舎課金数は、導入校が当社に対して 1 校舎につき固定の利用料金を支払うことで生徒ID を登録することができるものであり、生徒ID 1 つにつき課金されないものを指します。なお、学校法人との契約において、当社が導入校に対して提供する現在の契約内容は原則としてID課金のみであり、校舎課金は株式会社C&I Holdingsにおける事業運営時に契約された導入校等に対して提供している契約内容であります。

(2) 設備投資の状況

当期における設備投資の総額は、155,402千円となっております。その主なものといたしましては、すらら理社40,695千円、HTML 5 re-building17,726千円であります。

(3) 資金調達の状況

特記事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

特記事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特記事項はありません。

## (8) 財産及び損益の状況

| 区 分                       | 第9期<br>(自 2016年<br>1月1日<br>至 2016年<br>12月31日) | 第10期<br>(自 2017年<br>1月1日<br>至 2017年<br>12月31日) | 第11期<br>(自 2018年<br>1月1日<br>至 2018年<br>12月31日) | 第12期<br>(当事業年度)<br>(自 2019年<br>1月1日<br>至 2019年<br>12月31日) |
|---------------------------|-----------------------------------------------|------------------------------------------------|------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------|
| 売 上 高 (千円)                | 585,790                                       | 731,663                                        | 935,746                                        | 1,141,158                                                 |
| 当 期 純 利 益 (千円)            | 53,747                                        | 78,156                                         | 137,730                                        | 43,972                                                    |
| 総 資 産 (千円)                | 487,442                                       | 845,581                                        | 1,027,638                                      | 1,033,555                                                 |
| 純 資 産 (千円)                | 353,558                                       | 701,411                                        | 847,207                                        | 891,087                                                   |
| 1 株 当 たり<br>当 期 純 利 益 (円) | 49.17                                         | 71.14                                          | 109.59                                         | 34.72                                                     |

- (注) 1. 表示単位未満は切り捨てております。  
2. 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正(企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。)を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。  
3. 当社は、2017年9月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。当該株式分割が第9期の期首に行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

## (9) 対処すべき課題

当社では、今後も更に事業を拡大させ、新しい付加価値を創出していく上で、対処すべき課題として以下の項目に取り組んでおります。

### ① コンテンツの拡充

当社は、学習塾マーケットをターゲットとしてきたため、塾で学習する生徒の多い「国語・算数／数学・英語教科」を中心にコンテンツを提供してきました。拡大するマーケットからのニーズを受け、2020年3月に小・中学校の理科・社会コンテンツの提供を開始します。今後も多様化する教育ニーズに対応すべく、新しいコンテンツを企画し拡充して参ります。自社開発以外にも教育関連企業等と共同して、新しい技術新しい分野でのコンテンツの制作に邁進します。

## ② 公立学校マーケットの開拓

Society5.0時代におけるICTを活用した新しい学びを実現するため、国はGIGAスクール構想を掲げ、1人1台の学習者用端末と高速大容量の通信ネットワークの整備を一体的に推進しています。文部科学省では、2019年度補正予算ならびに2020年度予算において、この予算措置を講じており、全国の自治体では、PCや通信ネットワークといったICT環境の整備のみならず、ICTを活用した指導体制の構築やデジタル教材など、教育のデジタル化が一気に進むものと思われます。当社はこれまで学校マーケットとしては、私立学校を中心にマーケティングを進めて参りましたが、今後は大手メーカーや販社などと連携し、公立学校のマーケット開拓に積極的に取り組んでまいります。

## ③ BtoCマーケットの開拓

当社はこれまで学習塾や学校法人等のBtoBtoCマーケットを主な顧客として事業を展開してきました。当社が今後より成長していくためには、BtoCマーケットのさらなる開拓と深耕が必要であると認識しております。当社のBtoCマーケットのメイン顧客は、発達障がい・学習障がいや不登校など深刻な悩みを抱える層であり、その悩みを解決するための商品力の強化・拡充や口コミを広げるための広報PR活動に引き続き注力してまいります。

## ④ 海外マーケットの開拓

当社の顧客は日本国内の塾や学校が大半をしめております。当社が今後も成長を続け、また当社が企業ミッションとして掲げる「人生を切り開く力をすべての子どもたちに」を実現するために、eラーニングサービスの特徴を活かし、当社サービスを海外で積極的に展開してまいります。そのために、スリランカとインドネシア共和国での拡大を引き続き行なうとともに、インド、フィリピンその他の国などにおいて、積極的に日本の大手企業や現地企業などとの連携を強化し、開拓してまいります。

## ⑤ 開発体制の構築

eラーニングコンテンツの技術革新のスピードは、非常に早く、新たなサービスや競合他社が続々と現れることが予想されます。当社が、競合企業とのサービスの差別化、競争優位性の確立を図るためには、迅速な開発体制の構築が不可欠となります。当社は、これらを実現するために、社内開発スタッフの技術向上、最先端の技術動向の調査、ビッグデータを活かした商品開発等に継続的に取り組んでまいります。

#### ⑥ 営業力の強化

当社は小規模組織であることから、少数精鋭の人員体制で運営されており、営業部門は、「すらら」サービスの提供、学習塾や学校法人等に対する各種経営支援により蓄積されたノウハウを活かした企画及び提案により、営業活動を推進してまいりました。今後も、継続的に事業を拡大し、受注の獲得機会を増加させていくために、営業力の強化、営業人員の早期育成に注力する方針であります。具体的には、既存営業人員の育成と同時に、引き続き営業人員の採用を行うこと、また、教育研修制度の拡充、営業ツールやマニュアル等の整備、社内ナレッジ・ノウハウの蓄積等を行うことにより、営業力の強化を図ってまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

#### (10) 主要な事業内容（2019年12月31日現在）

当社は、環境に左右されず、どのような子どもたちにも最適な「教育の機会」を提供することを目指し、eラーニングによる教育サービスの提供とその運用コンサルティングサービスの提供を行う事業を展開しております。

当社は、主に小学生・中学生・高校生を対象としている学習塾や学校等に対して、オンライン学習教材「すらら」サービスの提供を行っております。また、「すらら」を導入する顧客に対して、「すらら」を活用した教育カリキュラムの提案や独立開業の各種支援、無料勉強会の定期開催等による各種経営支援サービス、他社とのコラボレーションによるコンテンツの提供等を行っております。

「すらら」は、「SuRaLabo」プロジェクトや各教育機関と共同した「すらら」サービス利用者の学習データにおけるビッグデータ分析といった研究成果をサービスにフィードバックすることで、より学習効果の高い教材を目指しております。

当社の教材は、タブレット端末等のスマートデバイスに対応しております。また、海外マーケットにつきましては、独立行政法人国際協力機構(JICA)から採択を受けた各種事業等を契機としてスリランカ、インドネシア、インド、フィリピンでサービスの利用が始まっております。

当社が提供するサービスの内容は以下の通りです。

#### ① 「すらら」サービスの提供

「すらら」サービスとは、小学校低学年から高校生の子どもたちが国語・算数／数学・英語・社会・理科の5教科を、インターネットを通じてパソコンやタブレットで学ぶことができる「対話型アニメーション教材」です（小・中学校の理科・社会は、2020年3月から提供開始）。スモールステップで理解を助けるレクチャー機能と、理解したことを定着させるドリル機能がセットになっており、子どもたち個々の学力に応じて、学習することが可能となっております。

#### ② 「すらら」を導入する顧客に対する経営支援

学習塾や学校等に対して、すららを現場で活用した教育カリキュラムの提案や成功事例・各種ノウハウの提供等の経営支援サービスを提供しております。また、当社のサービスを使って学習塾を独立開業される方等に対して、物件探索や資金調達・販売促進活動・その他塾経営に必要な情報等を提供する開業支援サービスを提供しております。

#### ③ 他社とのコラボレーションによるコンテンツサービスの提供

当社は「すらら」をはじめとする自社教材に加え、各社とコラボレートしたコンテンツを、当社のシステムであるSuRaLa LMS (Learning Management System) ※1を通じて提供する「プラットフォーム戦略※2」を取っています。

他社コンテンツを当社のLMS上にて申し込み・受講を可能とすることで、サービスの品揃えを拡充し、顧客満足とユーザーの拡大を目指しております。

当社は、他社とのコラボレーションにより、英会話、その他のコンテンツを提供しております。

(※1) eラーニングの実施に必要となる、学習教材の配信や成績等を統合して管理するシステムのこと。

(※2) 当社が現在自社コンテンツとして提供していない英会話等のコンテンツを保有する他社とのコラボレーションにより、当社のLMSをプラットフォームとして、他社提供のコンテンツについても利用可能とすることで、サービスの品揃えを拡大し、さらなる顧客満足とユーザーの拡大を目指す戦略。

#### ④ BtoC受講者に対する包括的なサポート

当社のBtoC顧客の中には、不登校、発達障がい、学習障がいなど、悩みの深い家庭が多数含まれています。当社では、保護者への包括的なサポートを目指し、2019年には保護者向け勉強ペアレント・トレーニングならびに心理・教育アセスメントサービスの提供を開始しました。また、不登校生がICT教材を活用することにより出席認定を得られる制度を周知するセミナーの開催など、悩みの深い家庭の課題に寄り添い、包括的なサポートを行っています。



(11) 主要な事業所及び使用人の状況（2019年12月31日現在）

① 主要な事業所

本店

東京都千代田区

② 使用人の状況

| 使用人数 | 前年度末比増減 |
|------|---------|
| 42名  | 10名増    |

(12) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(13) 主要な借入先及び借入額の状況（2019年12月31日現在）

該当事項はありません。

## 2. 株式に関する事項（2019年12月31日現在）

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 発行可能株式総数 | 4,284,000株 |
| ② 発行済株式の総数 | 1,266,700株 |
| ③ 株主数      | 1,415名     |
| ④ 大株主      |            |

| 株主名                           | 当社への出資状況 |        |
|-------------------------------|----------|--------|
|                               | 持株数      | 持株比率   |
| 湯野川 孝彦                        | 234,000株 | 18.47% |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口) | 87,400株  | 6.90%  |
| 株式会社マイナビ                      | 75,000株  | 5.92%  |
| 柿内 美樹                         | 72,000株  | 5.68%  |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL   | 62,279株  | 4.92%  |
| 凸版印刷株式会社                      | 62,000株  | 4.89%  |
| MSIP CLIENT SECURITIES        | 56,800株  | 4.48%  |
| 株式会社SBI証券                     | 25,900株  | 2.04%  |
| 池原 邦彦                         | 19,000株  | 1.50%  |
| 藤岡 一紀                         | 19,000株  | 1.50%  |
| 山下 梢                          | 19,000株  | 1.50%  |

（注）持株比率は、自己株式（64株）を控除して計算しております。

### 3. 新株予約権等に関する事項

#### (1) 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

| 名称<br>(発行年月日)       | 第1回新株予約権<br>(2013年7月17日割当) |
|---------------------|----------------------------|
| 発行決議の日              | 2013年7月17日                 |
| 新株予約権の数             | 61個                        |
| 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 | 普通株式 61,000株               |
| 役員の保有人数             | 取締役(社外取締役及び監査等委員を除く) 2名    |
| 新株予約権の発行価格          | 無償                         |
| 行使価格                | 280円                       |
| 新株予約権を行使することができる期間  | 2015年7月17日から2023年7月16日まで   |

(注) 当社は、2017年9月12日付で普通株式1株につき1,000株の株式分割を行っております。これにより「新株予約権の目的となる株式の種類及び数」及び「行使価格」は調整されております。

#### (2) 当事業年度中に使用人等に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

#### (3) その他新株予約権等に関する重要な事項

該当事項はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（2019年12月31日現在）

##### （1）取締役の状況

| 会社における地位             | 氏 名     | 重要な兼職の状況                                                                                     |
|----------------------|---------|----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役社長              | 湯野川 孝 彦 |                                                                                              |
| 取締役                  | 柿 内 美 樹 |                                                                                              |
| 取締役（社外役員）            | 佐 藤 昌 宏 | デジタルハリウッド大学大学院専任教授<br>株式会社グローナビ代表取締役<br>一般社団法人教育イノベーション協議会代表理事<br>一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会理事 |
| 取締役（監査等委員）<br>（社外役員） | 小 林 洋 光 | 株式会社西栗倉・森の学校監査役<br>株式会社トビムシ取締役<br>上海愛宜食品貿易有限公司監事<br>ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社<br>株式会社eumo監査役   |
| 取締役（監査等委員）<br>（社外役員） | 藤 本 知 哉 | 潮見坂総合法律事務所<br>株式会社Payke監査役                                                                   |
| 取締役（監査等委員）<br>（社外役員） | 加 藤 慶   | 株式会社MAYAホールディングス取締役CFO管理本部長                                                                  |

- （注）1. 取締役佐藤昌宏氏、小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置し、重要会議への出席を通じて情報収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は取締役佐藤昌宏氏、小林洋光氏、藤本知哉氏及び加藤慶氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## (2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

| 退任時の会社<br>における地位 | 氏名    | 退任時の担当及び<br>重要な兼職の状況                                                                            | 退任日        |
|------------------|-------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 取締役              | 丹羽 教夫 | 取締役経営管理グループ長                                                                                    | 2019年3月28日 |
| 取締役（社外役員）        | 出口 彰浩 | 株式会社eパートナーズ代表取締役<br>株式会社SRIC代表取締役                                                               | 2019年3月28日 |
| 監査役（社外役員）        | 神成 敦  | 協立情報通信株式会社監査役                                                                                   | 2019年3月28日 |
| 監査役（社外役員）        | 小林 洋光 | 株式会社西栗倉・森の学校監査役<br>株式会社トビムシ取締役<br>上海愛宜食食品貿易有限公司監事<br>ユニリーバ・ジャパン・ホールディ<br>ングス株式会社<br>株式会社eumo監査役 | 2019年3月28日 |
| 監査役（社外役員）        | 伊藤 章子 | ペットゴー株式会社監査役<br>伊藤章子公認会計士事務所代表                                                                  | 2019年3月28日 |

(注) 監査役小林洋光氏は、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会決議に基づき、同日付で取締役（監査等委員）に就任しております。

## (3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第427条第1項に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低限度額としております。

## (4) 取締役、監査等委員及び監査役の報酬等の額

| 区分                         | 支給人員       | 報酬等の額                 |
|----------------------------|------------|-----------------------|
| 取締役（監査等委員を除く）<br>（うち社外取締役） | 5名<br>(2名) | 42,162千円<br>(1,200千円) |
| 取締役（監査等委員）<br>（うち社外取締役）    | 3名<br>(3名) | 2,700千円<br>(2,700千円)  |
| 監査役<br>（うち社外監査役）           | 3名<br>(3名) | 1,850千円<br>(1,850千円)  |
| 合計                         | 11名        | 46,712千円              |

(注) 1. 上記には、当期中に退任した取締役2名（うち社外取締役1名）及び監査役3名（うち社外監査役3名）が含まれております。

なお、当社は、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

このうち、監査役小林洋光氏につきましては、同株主総会の終結の時をもって監査役を退任し、新たに監査等委員に就任したため、支給額と員数については、在任監査役期間中は監査役に、監査等委員在任期間中は取締役（監査等委員）に含めて記載しております。

2. 監査等委員でない取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会において、年額54,000千円以内（うち、社外取締役年額1,200千円以内）と決議いただいております。

3. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会において、年額5,000千円以内と決議いただいております。

## 5. 社外役員に関する事項（2019年12月31日現在）

### (1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人との関係

- a. 取締役 佐藤昌宏氏の兼務先であるデジタルハリウッド大学大学院、株式会社グローナビ、一般社団法人教育イノベーション協議会、一般社団法人日本オープンオンライン教育推進協議会と当社との間には特別の関係はありません。
- b. 取締役 小林洋光氏の兼務先である株式会社西栗倉・森の学校、株式会社トビムシ、上海愛宜食食品貿易有限公司、ユニリーバ・ジャパン・ホールディングス株式会社、株式会社eumoと当社との間には特別の関係はありません。
- c. 取締役 藤本知哉氏の兼務先である潮見坂総合法律事務所、株式会社Paykeと当社との間には特別の関係はありません。
- d. 取締役 加藤慶氏の兼務先である株式会社MAYAホールディングスと当社との間には特別の関係はありません。

### (2) 社外役員の主な活動状況

| 氏名      | 主な活動状況                                                                                                                                            |
|---------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐 藤 昌 宏 | 取締役に就任後、当事業年度に開催された取締役会の全てに出席し、主に総務省、内閣府などの委員、各種審査員等を務めてこられ、eラーニングやEdTech分野に関する国内、国外の豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。                         |
| 小 林 洋 光 | 当事業年度に開催した取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役、監査役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。監査等委員会では、監査結果に基づいた意見交換、監査対応における重要事項等の協議やアドバイスをしております。 |
| 藤 本 知 哉 | 取締役に就任後、当事業年度に開催した取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、主に弁護士や事業会社における取締役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。                                                  |
| 加 藤 慶   | 取締役に就任後、当事業年度に開催した取締役会及び監査等委員会の全てに出席し、主に公認会計士や事業会社における取締役等としての豊富な経験を通じて培った専門的知見からの必要な発言を適宜行っております。                                                |

## 6. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

太陽有限責任監査法人

### (2) 報酬等の額

|                        | 報酬等の額 |
|------------------------|-------|
| 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 17百万円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意する旨の判断をいたしました。
3. 当事業年度における上記報酬額以外に、前事業年度に係る追加報酬が2百万円あります。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

## 7. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は業務の適正性を確保するための体制として、「内部統制システム構築の基本方針」に関する取締役会決議を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。

その概要は以下のとおりです。

- a 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - (a) 役職員の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するため、「企業理念」や「行動指針」を制定し、役職員はこれを遵守する。  
(具体的には、朝礼での各部門の担当役員やマネージャーによる各人への期待事項を踏まえた講話等で企業理念や行動指針の周知徹底を図っております。)
  - (b) 「取締役会規程」を始めとする社内諸規程を制定し、役職員はこれを遵守する。  
(具体的には、朝礼での経営管理グループ等による説明等で社内諸規程の周知徹底を図っております。)
  - (c) 経営管理グループをコンプライアンスの統括部署として、役職員に対する適切な教育研修体制を構築し、社外の有識者を招致した研修等を実施する。  
(具体的には、毎年「コンプライアンス等の研修」を実施しております。)
  - (d) 役職員の職務執行の適切性を確保するため、内部監査室が「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。  
また、内部監査室は必要に応じて会計監査人や監査等委員と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。  
(具体的には、原則として四半期ごと及び必要に応じて情報交換を実施しております。)
- b 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - (a) 取締役会議事録、その他重要な書類等の取締役の職務執行に係る情報の取扱は、「文書管理規程」等の社内規程に基づき、文書又は電磁的媒体に記録し、適切に保存及び管理する。
  - (b) 文書管理部署の経営管理グループは、取締役及び監査等委員の閲覧請求に対して、何時でもこれら文書を閲覧に供する。



- c 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - (a) 取締役会がリスク管理体制を構築する責任と権限を有し、多様なリスクを可能な限り未然に防止し、危機発生時には企業価値の毀損を極小化するための体制を整備する。
  - (b) 取締役会の下に組織横断的リスク状況の監視並びに全社的な対応は経営管理グループが行い、各部門所管業務に付随するリスク管理は各部門の担当部署が行うこととする。
  - (c) 各部門の取締役は、取締役会において担当部門の損益や業務執行の内容を報告し、会社の損益に影響を与え得る重要事項を発見した場合には、代表取締役又は代表取締役が指名する取締役等を責任者とする対策本部を設置し、必要に応じて、弁護士や公認会計士等を含む外部アドバイザーチームを組織し、迅速な対応を行うと共に損害の拡大を防止しこれを最小限に止めるものとする。
- d 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - (a) 取締役会を月 1 回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、迅速かつ適切な意思決定を図る。
  - (b) 取締役会のもとに経営管理ミーティングを設置し、取締役会の意思決定に資するため、取締役会付議事項の事前検討を行うとともに、取締役会で決定した方針及び計画に基づき、取締役会の指示、意思決定を当ミーティングの参加者に伝達する。
  - (c) 取締役会のもとに各部門の担当取締役やマネージャーで構成されたマネジメント会議を設置し、担当部門から報告された多様なリスクを可能な限り未然に防止できるよう検討を行う。また、社長は各部門の担当取締役やマネージャーに経営の現状を説明し、各部門の取締役やマネージャーは担当部門の業務執行状況を報告する。
  - (d) 日常の職務の執行において、取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、「職務権限規程」等の社内諸規程に基づき、権限の委譲を行い、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り業務を分担する。
- e 当社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社は子会社を設立していないため、記載事項はありません。

- f 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、その使用人の取締役からの独立性に関する事項及び監査等委員会のその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- (a) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と協議の上、監査等委員会を補助すべき使用人を指名することができる。
  - (b) 監査等委員会が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人への指揮権は監査等委員会に委譲されたものとし、取締役の指揮命令は受けないものとする。
  - (c) 指名された使用人に関する人事異動、人事評価、賞罰等の人事関連事項については、監査等委員会の同意を要するものとする。
- g 取締役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他監査等委員会への報告に関する体制
- (a) 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めに応じて会社の業務執行状況を報告及び必要な情報提供を行う。
  - (b) 報告及び情報提供の主なものは次のとおりとする。
    - イ 重要な社内会議で決議された事項
    - ロ 会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
    - ハ 毎月の経営状況として重要な事項
    - ニ 内部監査状況及びリスク管理に関する重要な事項
    - ホ 重大な法令・定款違反
    - ヘ 重要な会計方針、会計基準及びその変更
  - (c) 取締役及び使用人は、法律違反行為を確認したとき等、必要な場合には、監査等委員会に対して直接情報提供や通報を行うことができる。
- h 監査等委員会への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 当社は、監査等委員会へ報告した当社の取締役、監査等委員会及び使用人に対し、通報又は相談したことを理由として不利益な取扱いをすることを禁止し、報告者を保護する。

- i 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は債務の処理に係る方針に関する事項  
監査等委員が職務を執行する上で、当社に対し、必要な費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を支払う。
- j その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - (a) 監査等委員会は代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について情報・意見交換を行う。
  - (b) 監査等委員は必要に応じて、重要な社内会議に出席することができる
  - (c) 監査等委員会は監査法人又は会計監査人と定期的に会合を持ち、情報・意見交換を行うとともに、必要に応じて監査法人又は会計監査人に報告を求める。
- k 財務報告の信頼性を確保するための体制  
財務報告の信頼性確保のため、財務報告に係る内部統制基本方針に基づき、財務報告に係る体制を構築し、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、運用する。

1 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

(a) 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

- イ 当社の社内規程等に明文の根拠を設け、代表取締役以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。
- ロ 反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

(b) 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

- イ 「反社会的勢力対策規程」において、反社会的勢力に対する基本方針等について明文化し、全職員の行動指針とする。
- ロ 反社会的勢力の排除を推進するために経営管理グループを統轄管理部署とし、また、不当要求対応の責任者を設置する。
- ハ 「反社会的勢力対策規程」等の関係規程等を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。
- ニ 取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。
- ホ 反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部関係機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。
- ヘ 反社会的勢力からの不当要求に備え、平素から警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、取締役会にて決議された「内部統制システム構築の基本方針」に基づき、業務の適正を確保するための内部統制システムの運用を行っております。

当社全体の効率的かつコンプライアンスを遵守した経営の推進を目的として、「取締役会規程」及び「職務権限規程」等の業務執行に関する権限と責任を定めた規程類を整備するとともに、内部監査や当社の役職員を対象とするコンプライアンス研修等を実施し、「企業理念」や「行動指針」の浸透定着を図っております。

また、取締役会及び経営管理グループは組織横断的なリスク状況の監視並びに全社的な対応を行っており、当社全体のリスク管理体制を構築しております。

加えて、監査等委員会監査の実効性確保を目的として、監査等委員及び監査等委員会の職責と監査体制を定めた「監査等委員会監査等基準」及び「監査等委員会規程」等の規程類を整備しております。

「内部統制システム構築に関する基本方針」の取組結果については、取締役会において経営管理グループ長により報告され、適切に運用されていることを確認しております。

# 貸 借 対 照 表

(2019年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部          |           | 負債の部          |           |
|---------------|-----------|---------------|-----------|
| 科目            | 金額        | 科目            | 金額        |
| <b>【流動資産】</b> |           | <b>【流動負債】</b> |           |
| 現金及び預金        | 533,228   | 未払金           | 77,189    |
| 売掛金           | 133,321   | 未払費用          | 8,500     |
| 前払費用          | 8,356     | 未払法人税等        | 1,821     |
| その他           | 22,666    | 前受金           | 48,564    |
| 貸倒引当金         | △4,873    | 預り金           | 6,388     |
| 流動資産合計        | 692,700   | その他           | 6         |
| <b>【固定資産】</b> |           | 流動負債合計        | 142,468   |
| (有形固定資産)      |           | 負債合計          | 142,468   |
| 建物附属設備（純額）    | 6,621     | 純資産の部         |           |
| 工具器具備品（純額）    | 1,264     | <b>【株主資本】</b> |           |
| 有形固定資産合計      | 7,885     | 資本金           | 276,998   |
| (無形固定資産)      |           | 資本剰余金         |           |
| ソフトウェア        | 198,712   | 資本準備金         | 273,998   |
| ソフトウェア仮勘定     | 112,336   | 資本剰余金合計       | 273,998   |
| 無形固定資産合計      | 311,048   | 利益剰余金         |           |
| (投資その他の資産)    |           | その他利益剰余金      |           |
| 長期未収入金        | 2,029     | 繰越利益剰余金       | 340,518   |
| 差入保証金         | 13,598    | 利益剰余金合計       | 340,518   |
| 繰延税金資産        | 8,278     | 自己株式          | △427      |
| その他           | 43        | 株主資本合計        | 891,087   |
| 貸倒引当金         | △2,029    |               |           |
| 投資その他の資産合計    | 21,920    |               |           |
| 固定資産合計        | 340,855   | 純資産合計         | 891,087   |
| 資産合計          | 1,033,555 | 負債純資産合計       | 1,033,555 |

# 損 益 計 算 書

(自 2019年 1 月 1 日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

| 科目           | 金額     |           |
|--------------|--------|-----------|
| 【売上高】        |        | 1,141,158 |
| 【売上原価】       |        | 241,947   |
| 売上総利益        |        | 899,210   |
| 【販売費及び一般管理費】 |        | 834,715   |
| 営業利益         |        | 64,495    |
| 【営業外収益】      |        |           |
| 受取利息         | 33     |           |
| 為替差益         | 38     |           |
| 貸倒引当金戻入額     | 202    |           |
| 違約金収入        | 280    |           |
| 講演料等収入       | 163    |           |
| 受取精算金        | 268    |           |
| その他          | 451    | 1,437     |
| 【営業外費用】      |        |           |
| その他          | 169    | 169       |
| 経常利益         |        | 65,763    |
| 【特別損失】       |        |           |
| 固定資産除却損      | 805    | 805       |
| 税引前当期純利益     |        | 64,958    |
| 法人税、住民税及び事業税 | 12,135 |           |
| 法人税等調整額      | 8,850  | 20,985    |
| 当期純利益        |        | 43,972    |

## 株主資本等変動計算書

(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

(単位：千円)

|         | 株主資本    |         |         |                     |         |
|---------|---------|---------|---------|---------------------|---------|
|         | 資本金     | 資本剰余金   |         | 利益剰余金               |         |
|         |         | 資本準備金   | 資本剰余金合計 | その他利益剰余金<br>繰越利益剰余金 | 利益剰余金合計 |
| 当期首残高   | 276,998 | 273,998 | 273,998 | 296,545             | 296,545 |
| 当期変動額   |         |         |         |                     |         |
| 自己株式の取得 |         |         |         |                     |         |
| 当期純利益   |         |         |         | 43,972              | 43,972  |
| 当期変動額合計 | —       | —       | —       | 43,972              | 43,972  |
| 当期末残高   | 276,998 | 273,998 | 273,998 | 340,518             | 340,518 |

|         | 株主資本 |         | 純資産合計   |
|---------|------|---------|---------|
|         | 自己株式 | 株主資本合計  |         |
| 当期首残高   | △333 | 847,207 | 847,207 |
| 当期変動額   |      |         |         |
| 自己株式の取得 | △93  | △93     | △93     |
| 当期純利益   |      | 43,972  | 43,972  |
| 当期変動額合計 | △93  | 43,879  | 43,879  |
| 当期末残高   | △427 | 891,087 | 891,087 |

## 個別注記表

(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日)

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産

定率法（ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 5～22年

工具器具備品 5～10年

##### ② 無形固定資産

ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

#### (2) 引当金の計上基準

##### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

##### ② 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

#### (3) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

##### 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

### 2. 表示方法の変更に係る注記

『税効果会計に係る  
会計基準』の一部改正」  
の適用に伴う変更

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日。以下「税効果会計基準一部改正」という。）を当事業年度の期首から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示する方法に変更しました。

### 3. 貸借対照表に関する注記

#### 固定資産の減価償却累計額

##### 有形固定資産

1,710千円



#### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の総数  
 普通株式 1,266,700株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の数  
 普通株式 64株
- (3) 当事業年度の末日における新株予約権に関する事項  
 2013年7月17日 付与分  
 目的となる株式の種類 普通株式  
 目的となる株式の数 70,000株  
 新株予約権の残高 70個

#### 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

|          |       |    |
|----------|-------|----|
| 繰延税金資産   |       |    |
| 貸倒引当金    | 2,113 | 千円 |
| 一括償却資産   | 171   |    |
| 減損損失     | 6,039 |    |
| その他      | 207   |    |
| 繰延税金資産小計 | 8,531 |    |
| 評価性引当額   | —     |    |
| 繰延税金資産合計 | 8,531 |    |
| 繰延税金負債   |       |    |
| 未収事業税    | △253  |    |
| 繰延税金負債合計 | △253  |    |
| 繰延税金資産純額 | 8,278 |    |

## 6. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社は、資金調達について、必要な資金を金融機関からの借入により調達しており、運転資金及び少額の設備投資資金に関しては、原則として自己資金で賄う方針であります。また、資産運用について、一時的な余資を、安全性の高い金融資産で運用しています。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は1年以内の支払期日であり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業外債務である未払金は、1年以内の支払期日であり、資金調達に係る流動性リスクに晒されております。

#### ③金融商品に係る管理体制

##### ・信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、債権管理規程等に従い、営業債権について、営業部門であるマーケティンググループ及び経営管理グループが主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

##### ・資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部門からの報告に基づき経営管理グループが月次で資金繰計画を作成・更新する等の方法により管理しています。

#### ④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれています。当該価格の算定においては、変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。  
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。

|           | 貸借対照表計上額 (千円) | 時価 (千円) | 差額 (千円) |
|-----------|---------------|---------|---------|
| (1)現金及び預金 | 533,228       | 533,228 | —       |
| (2)売掛金    | 133,321       |         |         |
| 貸倒引当金     | △4,873        |         |         |
|           | 128,448       | 128,448 | —       |
| 資産計       | 661,676       | 661,676 | —       |
| (3)未払金    | 77,189        | 77,189  | —       |
| 負債計       | 77,189        | 77,189  | —       |

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法については、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 2019年12月31日 |
|-------|-------------|
| 差入保証金 | 13,598      |

※ 市場価格がなく、過去までの預託期間を算定することが困難であるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

|        | 1年以内 (千円) | 1年超5年以内 (千円) | 5年超10年以内 (千円) | 10年超 (千円) |
|--------|-----------|--------------|---------------|-----------|
| 現金及び預金 | 533,228   | —            | —             | —         |
| 売掛金    | 133,321   | —            | —             | —         |
| 合計     | 666,550   | —            | —             | —         |

7. 1株当たり情報に関する注記

|            | 2019年12月31日 |
|------------|-------------|
| 1株当たり純資産額  | 703.51円     |
| 1株当たり当期純利益 | 34.72円      |

8. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年2月21日

株式会社すららネット  
取締役会 御中

太陽有限責任監査法人

|                    |       |       |   |
|--------------------|-------|-------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 石原 鉄也 | ㊞ |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 樹神 祐也 | ㊞ |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社すららネットの2019年1月1日から2019年12月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

(1) 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決議書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査しました。

(2) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年3月3日

株式会社すららネット 監査等委員会

監査等委員 小林 洋光 ㊞

監査等委員 藤本 知哉 ㊞

監査等委員 加藤 慶 ㊞

(注)1. 監査等委員 小林洋光、藤本知哉及び加藤慶は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に定める社外取締役であります。

2. 当社は、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。2019年1月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案及び参考事項

#### 第 1 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員 3 名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。） 3 名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者（監査等委員である取締役を除く。）は次のとおりです。

| 候補者<br>番号 | 氏 名<br>(生年月日)                         | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                | 所有する当<br>社株式の数 |
|-----------|---------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1         | ゆのかわ たかひこ<br>湯野川 孝彦<br>(1960年10月10日生) | 1985年 4 月 株式会社日本エル・シー・エー<br>(現 株式会社エル・シー・エーホールディングス)入社<br>1999年12月 株式会社イデア・リンク代表<br>取締役就任<br>2002年 5 月 株式会社リンク総研常務取締<br>役就任<br>2003年 4 月 株式会社ベンチャー・リンク<br>(現 株式会社 C&I Holdings)<br>入社<br>2005年 2 月 株式会社カープスジャパン取<br>締役就任<br>株式会社キャッチオン代表取<br>締役就任<br>2010年10月 当社代表取締役社長就任(現<br>任) | 234, 000株      |
| 2         | かきうち み き<br>柿内 美樹<br>(1972年 9 月 7 日生) | 1995年 9 月 株式会社語学春秋社入社<br>1999年 4 月 株式会社水王舎取締役就任<br>2005年12月 株式会社キャッチオン取締<br>役就任<br>2008年 7 月 株式会社ベンチャー・リンク<br>(現 株式会社 C&I Holdings)<br>入社<br>2008年 8 月 当社取締役就任(現任)                                                                                                                | 72, 000株       |

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)                        | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | 所有する当社株式の数 |
|-------|-------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | さとう まさひろ<br>佐藤 昌宏<br>(1967年12月24日生) | 1992年4月 日本電信電話株式会社入社<br>2002年4月 デジタルハリウッド株式会社<br>執行役員就任<br>2004年12月 株式会社グローナビ代表取締役<br>就任(現任)<br>2009年4月 デジタルハリウッド大学大学<br>院特任教授就任<br>2011年3月 デジタルハリウッド大学大学<br>院専任教授就任(現任)<br>2017年6月 一般社団法人教育イノベーション<br>協議会代表理事就任(現<br>任)<br>2019年3月 当社取締役就任(現任)<br>2019年6月 一般社団法人日本オープンオン<br>ライン教育推進協議会理事<br>就任(現任)<br>2020年1月 株式会社リトルクリエイティ<br>ブ取締役就任(現任) | —          |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者佐藤昌宏氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤昌宏氏を社外取締役候補者とした理由は、同氏はこれまで総務省、内閣府などの委員、各種審査員等を務めてこられ、eラーニングやEdTech分野に関する国内、国外の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、これらの経験を当社の経営に反映していただけることを期待できるものと判断したためであります。
4. 社外取締役候補者佐藤昌宏氏は現に当社の社外取締役であり、その就任してからの年数は本株主総会終結の時をもって1年であります。
5. 佐藤昌宏氏が原案どおり選任された場合、引続き東京証券取引所が規定する独立役員となる予定です。
6. 佐藤昌宏氏の選任が承認された場合、当社は佐藤昌宏氏との間で会社法第427条第1項に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を継続する予定であります。

## 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額改定の件

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額は、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会の決議で、「年額54,000千円以内(うち社外取締役分1,200千円以内)」となり今日に及んでいますが、その後の経済情勢等諸般の事情を勘案してこれを「年額54,000千円以内(うち社外取締役分3,600千円以内)」に改定いたしたいと存じます。

なお、取締役の報酬等の額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものといたしたいと存じます。

現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名(うち社外取締役1名)、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は3名(うち社外取締役1名)となります。

## 第3号議案 監査等委員である取締役の報酬等の額改定の件

当社の監査等委員である取締役の報酬等の額は、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会の決議で、「年額5,000千円以内」となり今日に及んでいますが、適正かつ有効な監査体制を維持し、当社のコーポレートガバナンスを更に向上させることを目的として、経済情勢の変化、その他の諸般の事情を勘案し、監査等委員である取締役の報酬額を「年額10,800千円以内」に改定いたしたいと存じます。

現在の監査等委員である取締役は3名(うち社外取締役3名)です。



#### 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は2019年3月28日開催の第11期定時株主総会において、年額54,000千円以内（うち社外取締役分は年額1,200千円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。なお、本総会におきまして第2号議案として「取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額改定の件」を提案しており、これを株主の皆様にご承認いただければ、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額の総額が年額54,000千円以内であることは変更せずに、社外取締役分の報酬等の額が年額3,600千円以内となります。

当社は、今般、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除き、以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役に對し、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することにつきご承認をお願いいたします。

本議案に基づき対象取締役に對して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬は、金銭債権（以下、「金銭報酬債権」という。）とし、その総額は、上記の目的を踏まえ相当と考えられる金額として、年額16,200千円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、現在の当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は1名）であり、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、現在と同様に取締役（監査等委員である取締役を除く。）は3名（うち社外取締役は1名）となり、対象取締役は2名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により生ずる金銭報酬債権の全部を現物出資財産として給付し、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年6,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を合理的な範囲で調整する。）とし、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものとします。

- (1) 対象取締役は、2年以上の期間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 対象取締役が譲渡制限期間の満了前に当社の取締役その他当社の取締役会で定める地位を喪失した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、上記(2)に定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、対象取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記(2)に定める地位を喪失した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (7) 本割当契約における意思表示及び通知の方法、本割当契約改定の方法その他取締役会で定める事項を本割当契約の内容とする。

（ご参考）

当社は、当社の執行役員に対しても、上記譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を付与する予定であります。

以 上

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

■ 大手町駅：・地下鉄：東京メトロ（千代田線／東西線／丸ノ内線／半蔵門線）、都営地下鉄（三田線）「C8・C11・C12」出口から連絡通路